

加入することができるすべての政府に、署名し、批准し、または加入することを求める。

以下、前文(P25)へとづく

以上

註※ (M. Bossuyt氏(アントワニー大学教授)。国際的名声を誇り、1984年7月；国連人権小委員会にて任命された。)

なお、「参考」個所は、各種六法およびアムネスティ・インターナショナル編「死刑と人権」(成文堂)より引用した。

### 賛否国リスト

#### 【賛成投票をした五十九カ国】

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、カナダ、カーボウェルデ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェコスロvakia、民主カンボジア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エレサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ民主共和国(東)、ドイツ連邦共和国(西)、ギリシア、グレナダ、グテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンゴル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、セントキツネヴィス、セントルシア、セントヴィンセントおよびグレナディン諸島、サモア、スペイン、スウェーデン、トーゴ、ウクライナ、ソ連、イギリス、ウルグワイ、ベネズエラ、ユーゴスラビア。

#### 【反対投票をした二十六カ国】

アフガニスタン、バーレイン、バングラデシュ、カメルーン、中国、ジブティ、エジプト、インドネシア、iran、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、モルディブ、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、シェラレオーネ、ソマリア、シリア、タンザニア、アメリカ、イエメン。

#### 【棄権投票をした四十八カ国】

アルジェリア、アンティグアバーブータ、バハマ、バルバドス、ブータン、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンディ、チリ、コンゴ、コートディヴォアール、キューバ、イエメン民主グルサラーマ人民共和国、ドミニカ、エチオピア、フィジー、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、イスラエル、ジャマイカ、ケニア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリシアス、モザンビーク、ミャンマー、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、スリナム、トリニグドトバゴ、トルコ、ウガンダ、ヴァヌアツ、ザンビア、ジンバブエ。

#### 【無投票二十五カ国】

アルバニア、アンゴラ、ベリーズ、ベニン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、赤道ギニア、ガボン、ギニアビサウ、ラオス、マレーシア、モーリタニア、ニカラグア、ニジュール、パプアニューギニア、サントメプリンシペ、セイシェル、スードン、スワジランド、タイ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ベトナム、ザイール

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書

るにも拘らず、反対票に投ずることは、B規約違反との評価さえされかねないであろう。（この点については、1982年7月27日、人権委員会第16会期第378回会合で採択された国際人権B規約第6条に関する全体的解認が出されている。）国際協調主義を高らかにうたう現行憲法（前文、第98条2項）の基本理念に即しても、国際人権B規約の法的地位を踏まえても早急に本条約の批准を望むものである。現在、いわゆる先進国（自由主義経済国）において、死刑存置国は、アメリカの一部の州・韓国、そして日本だけである。

最後に、1989年12月15日、国連総会における本条約の全文を付す。

国連総会決議 44/128

採択 59-26-48

1989年12月15日

### 死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての 第二選択議定書推敲

総会は、

1948年12月10日の総会決議 227A(III)で採択された世界人権宣言の第3条を想起し、

1966年12月16日の総会決議2200A(××I)で採択された市民的および政治的権利に関する国際規約の第6条をも想起し、

1981年11月25日の総会決議36/59で再度確認された、1980年12月15日の総会決議34/437を念頭において、死刑廃止に向けての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書草案を推敲した見解に鑑み

人権委員会にこの見解を考慮することを求めた

1982年12月18日の総会決議37/192と、人権委員会と差別防止・少数者保護小委員会に第2選択議定書草案の推敲に関する見解をさらに考慮することを求めた1948年12月14日の総会決議39/137をも念頭におき、

差別防止・少数者保護小委員会の特別報告者が作成した比較分析(E/CN. 4/Sub. 2/1987/20)に注目し、

事務総長のこの問題に関する報告書(A/36/441and. 1 and 2. A/37/407and Add. 1, A/44/592 and Add. 1)で再現された、死刑に賛成および反対の政府が表明した見解、およびこの第2選択議定書に関する政府の論議と所見にも注目し、

適切な措置をとるために比較分析と第2選択議定書の草案を総会に送付することとした、1987年12月7日の総会決議42/421、1989年3月6日の人権委員会決議1989/25、および1989年5月24日の経済社会理事会決議1989/139を引用し、

選択することによって市民的および政治的権利に関する国際規約の当事国となった国に、同規約の第2選択議定書の当事国となる機会を与えることが望ましいと考え、

註 特別報告者が作成した、死刑廃止に向けての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書を考慮して、

- 1 人権委員会および差別防止・少数者保護小委員会が達成した作業に謝意を表明する。
- 2 採択され、本決議に添付された文書に含まれる死刑廃止に向けての市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書を署名、抽准および加入のために開放する。
- 3 第2選択議定書に署名し、批准し、または

## 付記

本議定書は、1989年11月22日に国連総会第三委員会で賛成55カ国、反対28カ国、棄権45カ国で採択された。そして、ついに「死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書」（死刑廃止条約）は、同年12月15日の第44回国連総会本会議において賛成59カ国、反対26カ国、廃権48カ国の賛成多数で可決された（賛否国リスト参照）。したがって、本議定書第8条が「10番目の批准書または加入書が国連総会事務総長に寄託された日のあと3箇月でその効力を発する」と規定していることからも明らかのような、条約構成国が59カ国であるから、10カ国の批准、加入書が寄託されることはまちがいないことになる。

死刑廃止条約の成立に至るまでには、国際的連帯のもとに幾多の曲折を経てきた。それは人類の歴史において画期的な意義を有することばかりか死刑廃止国に対し明確な合理的根拠を与えるものである。アムネスティ・インターナショナルは、全世界にむけて死刑廃止を訴えてきている。その理由として「死刑は、生命権、残虐で非人道的な刑罰を受けることのない権利すなわち基本的人権の侵害である」としてきた。またさらに、死刑廃止にむけての国際的公約を獲得したことになる。

今後、死刑存整国は死刑制度の合理性・正当性について再検討されることはいうまでもない。ところで、本条約の成立に至るまで、わが国がいかなる立場をとってきたかを示しておきたい。日本政府の対府の対応は、当初から慎重なばかりか国連総会における採択では後記資料からも明らかよう反対票を投じたのである。

1989年3月の国連人権委員会では、1988年11月、

国連少数者の差別防止と保護に関する小委員会より送付されたかかる議定書の草案審議中、「そのオプショナル性格な尊重されるべき」としながら、その審議手続や具体的な内容についての議論が充分なされていないとして、議定書の「普遍性と現存する承認された基準との整合性を確保すべき」とする発言をした。そして、結果として合意に加わったものの「この条約は、死刑廃止国に関するものであり、死刑を存置することを望んでいる国は、その立場を再考するよう求められるものではないとの了解に立っている」のだとし、同年5月の国連経済社会理事会では、コンセンサスの立場を変え棄権とした（賛成52カ国、反対23カ国、棄権53カ国）。そして、1989年11月の国連総会第三委員会および同年12月の国連総会本会議における決議では反対票を投じたのである。日本政府は、その理由として「死刑廃止の問題は、一義的には各國によりその国民感情、犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討されるべきものであり、また、死刑廃止について国際、世論の一致があるとは必ずしも言えないと考えられること、更に、本件議定書案については、これまで人権委員会においても十な議論が尽されていないため、十分な審議を尽くすべきである」としている。しかし、それではなぜ、『棄権』（Abstain）としなかったのであろうか。冒頭にも述べたように死刑（生命）の問題は世界における人権問題が鋭く姿を現わす領域であり、近代社会において第一義的意味を有する問題である。わが国が、こうした人権問題への対応見誤ることは、国家的威信の喪失も免れないであろう。

また、日本政府は1978年5月30日、国際人権AB規約に署名し、1979年8月4日、条約第六号、第七号として同年9月21日発行している。したがって、同B規約が死刑制度廃止の方向性を明確に示してい

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書

てその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2. 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。
3. 義務に違反する措置をとる権利行使するこの規約の締約国は違反するに至つた理由を国際連合事務総長を通じてこの詐約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨を通知する。

- 第7条** 1. この議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。  
2. この議定書は、規約を批准したまたはこれに入したすべての国による批准を要する。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。  
3. この議定書は、規約を批准したまたはこれに入したすべての国に加入のために開放しておく。  
4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより有効となる。  
5. 国際連合事務総長は、この議定書に署名したまたは加入したすべての国に対し各批准書また各加入書の寄託を通知する。

- 第8条** 1. この議定書は、十番目の批准書または加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後3箇月で効力を生じる。  
2. この議定書は、十番目の批准書または加入書が寄託された後に批准したまたは加入する国に

ついては、その批准書または加入書が寄託された日の後3箇月で効力を生じる。

**第9条** この議定書は、いかなる制限または例外もなしに連邦国家のすべての地域について適用される。

**第10条** 国際連合事務総長は、規約第48条1項に規定するすべての締約国に対し、次の事項を通報する。

- (a)この議定書第2条の規定による留保・報告・通知
- (b)この議定書第4条または第5条の規定による宣言
- (c)この議定書第7条の規定による署名・批准および加入
- (d)この議定書第8条の規定によるこの議定書が効力を生ずる日

### (参考)

国際人権B規約第48条〔署名・批准・加入・寄託〕

1. この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。
2. この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
3. この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。
4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。
5. 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入了したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

**第11条** 1. この議定書は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とし国際連合に寄託される。

2. 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を規約第48条に規定するすべての国に送付する。

この条の規定により受される通報は、次の手続に従って取り扱う。

(a) この規約の締約国は、他の締約国がこの規約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき当該他の締約国の主意を喚起することができる。

通知を受領する国は、通知の受領の後3箇月以内に、当該事態について説明する文書その他の文書を、通知を送付した国に提供する。

これらの文書は、当該事態について既にとられ、現在にとっており又は将来とることができる国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適當な範囲において、言及しなければならない。

(b) 最初の通知の受領の後6箇月以内に当該事案が関係締約国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締結国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事案を委員会に付託する権利を有する。

(c) 委員会は、付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後に限り一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う、ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

(e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会は、この規約において認められる人権及び基本的自由の尊重を基礎として事案を外交的に解決するため、関係締約国に対してあつ施を行う。

(f) 委員会は、付託されたいずれの事案についても(b)にいう関係締約国に対しあらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。

(g) (b)にいう関係締約国は、委員会において事が検討されている間において代表を出度せる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。

(h) 委員会は、(b)の通告を受領した日の後12箇

月以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。

(1) (e)の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。

(j) (e)の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

2. この条の記定は、この規約の10の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力を生ずる。

宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりりいつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行わない限り、受理しない。

**第5条** 1966年12月16日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の（第一）選択認定書の締約国に関しては、当該締約国が批准および加入のときそれを否認する宣言を行なわない限り、その管轄下にある個人からの通報を人権委員会が受理し、かつ検討する権限はこの議定書の規定に及ぶ。

**第6条** 1. この議定書の規定は、規約の附則として適用される。

2. この議定書第2条による留保権を侵さない限り、この議定書第1条1項に保障される権利は規約第4条によって損われることはない。

#### (参考)

国際人権B規約第4条〔一般的福祉による制限〕

1. 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合におい

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書

正な裁判を受ける権利や、無罪の推定、弁護のための最低限の保障、および上級の裁判所で再審理を受ける権利を含む。これらの権利は、特赦あるいは刑の軽減を求める特別の権利に加えて適用されるものである。

**第1条** 1. この選択議定書の締約国の管轄権内においては何人も処刑されない。

2. いずれの締約国も、その管轄権内において死刑廃止のため必要とするあらゆる方策を講じなければならない。

**第2条** 1. 批准および加入のときになされた留保を除き、この議定書に対するいかなる留保も許容されない。その留保とは、戦時中に犯した重大な軍事的犯罪に対する有罪判決にしたがって戦争時の死刑適用を定めた規定である。

2. 前項の留保をしようとする締約国は、批准および加入の際、戦時中有効であった国内法の関連規定を国際連合事務総長に通報する。

3. 1項の留保をした締約国は、その領土内の戦争の開始または終結を国際連合事務総長に報告する。

**第3条** この議定書の締約国は、規約第40条により人権委員会へ提出する報告書にこの議定書を実施するため講じた方策についての情報を含める。

(参考)

国際人権 B 規約第40条〔締約国の報告及び委員会による検討〕

1. この規約の締約国は、(a)当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

2. すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告にはこの規約の実

施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。

3. 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。

4. 委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適當と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならず、また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。

5. この規約の締約国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

**第4条** 規約第41条により宣言を否した締約国に関しては、いずれの締約国から他の締約国がその義務を履行しないとする訴えについて人権委員会がこれを受理し、かつ検討する権限は、当該締約国が批准または加入のとき反対の宣言をしない限り、この認定書の諸規定に及ぶ。

(参考)

国際人権 B 規約第41条〔義務不履行の通報並びに委員会による検討と報告〕

1. この規約の締約国は、この規約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、かつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言することができる、この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行った締約国による通報である場合に限り、受理しつつ検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

関する国際規約第六条を想起し、市民的及び政治的権利に関する国際規約第六条が、死刑廃止が望ましいとする示唆に富む表現をもって、その廃止に言及していることに留意し、死刑廃止のためのあらゆる方策は、生命権の享受を進展させるものと確信しつつ、ここに、死刑廃止への国際的公約を締結することを望み、次のとおり協定する。

## (参考)

世界人権宣言第三条前項参照

国際人権B規約第6条〔生存権及び死刑の制限〕

1. すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法得によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。
2. 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も最大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。
3. 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる規定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかんを問わず免れることを許すものではないと了解する。
4. 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦、又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。
5. 死刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また妊娠中の女子に対して執行してはならない。
6. この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条に関する全体的解説（抄）

（市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づき設置された人権委員会の採択した意見。1982年7月27日、同委員会第16会期第378回会合にて採択）

1. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条で宣言された生命権は、すべての国家の報告書の中で処理されてきた。生命権は至高の権利であり、国民の生存を脅かす公の緊急事態（第4条）の際といえども、その侵害は許されないものである。……生命権は限定的に解釈されるべき権利ではないのである。

6. 第6条第2項ないし第6項は、締約国に死刑の全面的な廃止を義務づけるものではないが、締約国は死刑の適用を制限し、特に「最も重大な犯罪」以外の犯罪に対する死刑を廃止する義務を負っている。したがって、締約国はこの見地から自国の刑法を再検討する義務を負い、少なくとも「最も重大な犯罪」にのみ死刑の適用を限定するよう義務づけられている。本政は、廃止が望ましいことを強く示唆する（第2項後段および第6項）文言によって、一般的に廃止について言及する。廃止に関するあらゆる方策は、第40条の趣旨において、生命権の享受についてもたらされた進歩と考えられるものであり、委員会に報告されるべきものと委員会は考える。委員会は、多くの国家が、すでに死刑を廃止し、あるいはその適用を停止していることに注目している。それにもかかわらず、国家の報告書は死刑廃止あるいは死刑の適用の制限に向けての進展は適切でないことを示している。

7. 「最も重大な犯罪」との文言は、死刑は極めて例外的な処置であるべきということを意味し、限定的に解釈されねばならないとの意見を、委員会は有している。また第6条の文言によれば、死刑は犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約に抵触しない法律によってのみ科することができる、そこに規定されている手続的保障には、独立の裁判所による公

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書

る国において、死刑事件の被告人（または被疑者）に對し充分に配慮された法手続および最大限の保護の保障を求めた。1968年11月26日の国連総会決議第2393号（XXIII）を想起し、

世界各地での恣意的または即決処刑の発生を警戒し、

政治的動機によると広くみなされている処刑の発生を憂慮し、

### 1. 関係加盟諸国に、次の通り要請する。

(a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条、第14条および第15条の内容を最低の基準として尊重し、死刑事件の被告人に充分に配慮された法手続および最大限の保護を保障するため、必要な場合は自國の法規および実務を再検討すること。

(b) 死刑を存置する国においては、死刑事件において、特赦または減刑の考慮とならんで、上訴手続を必要的とする可能性を検討すること。

(c) 上訴および特赦の手続が終了するまでは、死刑は執行されないこと。および、いずれにせよ、第一審の判決の宣告後相当な期間が経過するまでは死刑は執行されないことを規定すること。

2. 国連事務総長に、第1項にいう最低基準の法的保障が尊重されない場合、最善の努力をつくすよう要請する。

3. 国連事務総長に、加盟国、専門機関、地域的政治間組織、経済社会理事会と協議を行う非政府機関から、恣意的処刑および即決処刑に関する問題につきその見解と情報を求め、第7会期の犯罪規制委員会に報告することを求めるよう要請する。

### 死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議

（国連経済社会理事会決議第1984／50号。）

1984年5月15日、国連経済社会理事会  
春期会期にて採択）

1 死刑を廃止していない国において、死刑は最も重大な犯罪にのみ科すことができる。その範囲は、人の生命を奪う、あるいはその他の極度に重大な結果を

伴う故意犯罪の程度を超えてはならないものとする。

2 死刑は、犯行時に法律が死刑を定めた犯罪に対してのみ科すことができる。犯行後法律によってより軽い刑罰が定められたときは、犯罪者はその利益に沿るものとする。

3 犯行時18歳未満の者は死刑を宣告されない。死刑は、妊娠または扶養の幼児を有する母、または精神異常者に対しては執行されない。

4 死刑は、起訴された者の有罪が、他に代わるべき説明となる事実の余地がない明白かつ説得力のある証拠に基づくときのみ科すことができる。

5 死刑は、死刑が適用される犯罪で嫌疑をかけられ、あるいは起訴された者に、すべての手続の段階において適切な弁護人の援助を受ける権利を含む、少なくとも市民的及び政治的人権に関する国際規約第14条に定めるところと同等の、あらゆる保障を再える法的手続により、公正に裁判を確実なものとする、管轄権を有する裁判所の確定判決に基づいて執行することができる。

6 死刑を宣告された者は、上級の裁判所に上訴する権利を有する。また、かかる上訴を必要的とすることを確実にするための方策がたてられなければならない。

7 死刑を宣告された者は、特赦を求め、刑の輕減を求める権利を有する。恩赦および刑の輕減は、すべての死刑事件で認められることができる。

8 死刑は、上訴、その他の保護や援助を求める手続、あるいは特赦や刑の輕減に関する手続が係属している間は、処刑されることはない。

9 死刑は、最低限の苦痛を与える方法によってのみ、その執行を認められる。

### 前 文

この議定書の締約国は、死刑の廃止が、人間の尊厳を高め人権のさらなる発展に寄与すると信じ、1948年12月10日に採択した世界人権宣言第三条と1966年12月16日採択した市民的及び政治的権利に

と、および、必要な場合、死刑事件の被告人に対し、最も慎重な法手続とできうるかぎりの保護をするため、法令および実務を再検討すること」などの条項を最低規準として尊重することを定めた決議（35-172号）も採択されてきた。

しかしながら、こうした一連の決議は道義的には高い価値をもっていたものの、それは、結局すべての人民および国家が達成すべき共通の基準にすぎず法的拘束力をもたなかった。そこで、人権の法的保障を強化し、その実効を確実なものにするには、一定の機構をつくる必要があり、そのためのさまざまな準則や規約が望まれてきたのであった。その最も重要なものが、1966年12月16日、第21回国連総会で採択され、1976年に発行した『国際人権規約』である。周知のように、国際人権規約は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）および「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の三つの文書からなり立っており、わが国は1978年5月30日、国際人権A規約と国際人権B規約に署名し、1979年8月4日、条約第六号、第七号として同年9月21日に発行した。

今日、世界的には死刑廃止の方向へ動いているものの、いまだ死刑執行が存続している。この点に鑑みれば、死刑廃止条約の意義は決して小さくないといえる。なぜなら、死刑廃止条約の採択によって締約国では、少なくとも平時においては死刑が廃止されることになり、それが、国際社会における人権思想を高揚させ、死刑廃止の動きに拍車をかける効果をもたらすからである。死刑（生命）の問題は、まさに人権問題が鋭く姿を現わす

領域なのである。

以下に「死刑廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（案）」

#### SECOND OPTIONAL PROTOCOL

TO THE INTERNATIONAL COVENANT ON CIVIL AND POLITICAL RIGHTS AIMING AT ABOLITION OF THE DEATH PENALTY  
の全文を邦訳紹介する。

なお、本資料の入取にあたっては、人権問題総合研究所長の岡田和郎氏とアムスティ・インターナショナル日本支部の岩井信、赤岩順二の両氏には格別の御配慮にあづかった。改めて深い感謝の意を表する次第である。

#### （参考）

死刑に関する1977年12月8日の国連総会決議  
第32/61号（抄）

国連総会は、

すべての人の生命権を確認する世界人権宣言第3条と、すべての人が個有に有する生命権を確認する市民的及び政治的権利に関する国際規約第6条を尊重し……

国連総会決議第2857号（XXVI）、国連経済社会理事会決議第1574号（L）、第1745号（LIV）および第1930号（LVIII）で確立された、死刑の分野で追求すべき主要な目標は、死刑を廃止することが望ましいとの観点から死刑相当犯罪の数を漸次制限するものであることを再確認する。

1980年12月15日の国連総会決議第35/172号

国連総会は、

市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑に関する規定、特にその第6条、第14条および第15条を尊重し、

国連加盟各國政府に、とりわけ、死刑を存置してい

# 死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書

覚 正 豊 和

SECOND OPTIONAL PROTOCOL TO THE INTERNATIONAL  
COVENANT ON CIVIL AND POLITICAL RIGHTS AIMING AT  
THE ABOLITION OF THE DEATH PENALTY

by Toyokazu Kakusho

## 訳者まえがき

1984年3月19日、スイスのジュネーブで開催された第45回国連人権委員会において国連人権小委員会（国連少数者の差別防止と保護に関する小委員会）から送付された「死刑廃止を目指す市民的および政治的権利に関する国際規約」の第二選択認定書」の原案は、同年5月、国連経済社会理事会を通じ、同年9月19日からニューヨークでの国連総会に送付された。

現在、世界の国々の45%、81カ国が死刑を廃止している。その内訳はアムネスティ・インターナショナルの調査によると、死刑を全面的に廃止した国が35カ国、戦事犯罪のような例外的な犯罪を除き死刑を廃止している国が18カ国、法律上は死刑を存置しているが、事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑執行が行なわれない）が27カ国となっている。また、この10年間毎年1カ国の割合で死刑制度が廃止され、とくに1981年のフランス、1982年のオランダが廃止したことにより西欧諸国のはばすべてが廃止となり、アジアでも1989年にフィリピン、1988年にカンボジアが廃止にふみきった。さらには現在死刑を存置している99カ国の中にも近々死刑を廃止する法案を用意してい

る国もあり、いまや世界のすう勢は死刑廃止の方に向くなっている。

国際社会におけるこのような潮流をもたらした基盤は、1948年の第3回国連総会において採択された「世界人権宣言」にもとめることができる。世界人権宣言第三条は「すべて人は、生命・自由及び身体の安全に対する権利を有する」とし、第五条では「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若くは刑罰を受けることはない」を定めたうえ、1971年には「あらゆる国家において死刑の廃止が望まれる」ことを確認する決議（2857（XXVI）号）をなし、1977年にも「死刑を廃止することを望ましいものとして、死刑相当犯罪の数を漸次制限するものであることを再確認する」とした決議（32-61号）が採択され、また、1980年、「市民的及び政治的権利に関する国際規約、とくにその第6条、14条および15条において、死刑に関する規定を重視し、……世界の各地で、恣意的処刑と即決処刑が行なわれていることにつき警告し、政治的動機によるとみなされる処刑の発生を懸念して、業該加盟国に、最小限の規準として、市民的政治的権利に関する規約第6条、14条および15条の規定の趣旨を尊重するこ